

和光市健康づくり推進協議会設置運営要綱

昭和54年6月1日

告示第60号

改正 平成5年7月23日告示第49号

平成12年7月24日告示第72号

平成12年11月10日告示第100号

平成13年7月30日告示第115号

平成16年4月16日告示第49号

(設置)

第1条 当市に、和光市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市民の生活に密着した総合的健康づくり施策に関する事項について検討及び調整する。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 保健医療関係団体の役員
- (3) 市民団体の役員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民

3 委員の任期は2年とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が召集し議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則(平成5年告示第49号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年告示第72号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年告示第100号)

この告示は、平成13年8月1日から施行する。

附 則(平成13年告示第115号)

この告示は、平成16年8月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第49号)